

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、中京大学学則第1条に基づき、中京大学体育会（以下「体育会」という。）を正課外教育の一環と捉え、スポーツの振興に資することを目的とする。

## 第2章 組織

### (構成)

第2条 体育会は、入会を認められた加盟団体（以下「部」という。）に所属し、次に掲げる者で構成する。

- (1) 中京大学（以下「本学」という。）の学生
- (2) 本学の専任教職員
- (3) 前2号に属さない者で、体育会の目的に賛同する各部の指導者

2 体育会の部は、別表のとおりとする。

## 第3章 役員

### (役員)

第3条 体育会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干名
- (3) 参与 若干名

### (会長)

第4条 会長は、体育会の会務を統督する。

2 会長は、本学の専任大学教員の中から学長が任命する。

3 会長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

### (副会長)

第5条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その会務を代行する。

2 副会長は、本学の専任教職員の中から学長が任命する。

3 副会長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

### (参与)

第6条 参与は、企画局長、スポーツ振興部長及び財務部長をもって充てる。

## 第4章 会議

### (会議)

第7条 体育会に役員会、重要事項審議会（以下「審議会」という。）及び部長・監督連絡会（以下「部長・監督会」という。）を置く。

### (役員会)

第8条 役員会は、会長、副会長及び参与をもって構成する。

2 役員会の開催は、年2回とし、会長が招集して議長となる。なお、会長が必要に応じて役員会を開催できるものとする。

3 役員会は、役員総数の過半数の出席をもって成立する。

4 役員会の議決は出席役員の過半数をもって成立する。なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 役員会は、体育会の目的を達成するための基本方針に関する重要事項について協議する。

6 体育会の運営に関する重要事項については、役員会の審議を経て、学長が決定する。

### (審議会)

第9条 審議会は、会長、副会長、各部の部長から会長が指名する若干名、スポーツ振興部長及び所管部署行政職員1人をもって構成する。

- 2 審議会は、必要に応じて関係部局等の者を審議員に加えることができる。
- 3 審議会の開催は、原則として月1回とし、会長が招集して議長となる。なお、会長が必要に応じて審議会を開催できるものとする。
- 4 審議会は、審議員総数の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 5 審議会は、次に掲げる事項について審議する。
  - (1) 体育会の部の運営支援に関する事項
  - (2) 環境安全対策に関する事項
  - (3) 会長が諮問した事項
  - (4) その他体育会の目的達成に関する事項  
(部長・監督会)

第10条 部長・監督会は、会長、副会長、学生幹事長、各部の部長・監督、スポーツ振興部長及び所管部署行政職員1人をもって構成する。

- 2 部長・監督会の開催は、原則として年2回とし、会長が招集して議長となる。なお、会長が必要に応じて部長・監督会を開催できるものとする。
- 3 部長・監督会は、各部の運営に関する連絡組織とする。

#### 第5章 部の構成

(指導者)

第11条 各部は、指導者として部長及び監督を置かなければならない。ただし、各部の運営に必要な場合は、副部長及びコーチを置くことができる。

- 2 指導者に関する事項は、別に定める。  
(主将及び主務等)

第12条 各部は、主将、主務及び広報編集担当を置かなければならない。

- 2 体育会学生に関する事項は、別に定める。

#### 第6章 賞罰

(表彰)

第13条 体育会の目的達成のために顕著な貢献をしたものは、審議会の承認を得て、表彰することができる。

- 2 表彰の基準等に関する事項は、別に定める。  
(処罰)

第14条 体育会の構成員は、懲戒の対象となる行為をしたとき、次の各号に掲げる定めによるものとする。

- (1) 第2条第1項第1号に規定する者は、中京大学学生懲戒規程に準ずる。
- (2) 第2条第1項第2号に規定する者は、懲戒規程に準ずる。
- (3) 第2条第1項第3号に規定する者は、役員会の審議を経て、学長が決定する。

#### 第7章 部

(部)

第15条 体育会の部に関する事項は、別に定める。

#### 第8章 その他

(所管)

第16条 体育会に関する事項は、スポーツ振興部が行う。

(細則)

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 第9章 規程の改廃

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、役員会の審議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、2018年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、中京大学体育会会則は、廃止する。

別表 中京大学体育会加盟団体（第2条関係）

(50音順)

アーチェリー部	自転車競技部	ダンス部
合気道部	自動車部	チアリーディング部
アイスホッケー部	柔道部	バスケットボール部
アメリカンフットボール部	準硬式野球部	バドミントン部
アルティメット部	少林寺拳法部	バレーボール部
ウェイトリフティング部	新体操部	ハンドボール部
空手道部	水泳部	フェンシング部
弓道部	スキー競技部	ボクシング部
剣道部	スケート部	ラクロス部
硬式庭球部	ソフトテニス部	ラグビー部
硬式野球部	ソフトボール部	陸上競技部
ゴルフ部	体操競技部	陸上ホッケー部
サッカー部	卓球部	レクリエーション部